

『日本霊異記』における家族形態について

On the Family in "Nihonryoiki"

栗原 弘

KURIHARA Hiromu

キーワード：家族，日本霊異記，平安時代
family, Nihonryoiki, Heian period

はじめに

数年前の論文で、『日本霊異記』に表れた婚姻形態について分析を行った。その続編として、この度は、家族形態について考察したい。

日本の古代家族をどう捉えるかについては、父系家族説・母系家族説・双系家族説がある。まず、父系家族説は、家族形態は父系合同家族（家父長制的世帯共同体）であり、婚姻居住形態は夫方居住婚が原則であったとする。このような学説をとる代表的な研究者は吉田晶氏である。氏は、「七・八世紀の個別経営について、個々の小家族的結合だけでは、経営としての自立性を持ちえず、数個の小家族的結合を含む家族形態を、当時の個別経営の主体として考えるべきことを主張した。…家父長を中心とする数個の小家族的結合が、この時期の農村で存立可能な家族形態であり、それは、家父長的世帯共同体としてとらえることができる⁽¹⁾」という。また、鬼頭清明氏は、関口裕子・吉田孝両氏の論文を考慮に入れた上で、「八世紀の日本の基本的な家族形態を未成熟な家父長制的世帯共同体と考えておきたい⁽²⁾」とか、「郷戸＝家父長制的世帯共同体は、個別経営として自立しておらず、全農業労働過程の一部分での協業単位にとどまっていた…郷戸の人数はほぼ二十数名であるから、この人数は東国における堅穴小グループ群の居住人数とほぼ対応する。そうして堅穴小グループ群は、農業の生産構造の中での自立した経営ではなかったが、労働過程における一つの単位としてまとまっていた。したがって、この単位が一つの家族的結合をなしていたことは間違いあるまい。さて、この家族的結合がどのような家族形態を

とっていたのかは、ほぼ戸籍上の郷戸が対応する⁽³⁾」といている。吉田晶・鬼頭両氏等の主張は、八世紀の家族を、家父長制的世帯共同体⁽⁴⁾として捉えること、つまり夫婦は、各夫婦単位で堅穴住居に別々に住み、それぞれが小家族を形成していたとしても、各小家族は、一人の家父長を中心として一つの家族的結合をなしていたと構想する。要するに、古代家族を父系合同家族として捉える考え方である。

次に母系家族説についてみると、高群逸枝学説を継承する関口氏は、「七世紀末～一世紀中葉の全階層の婚姻居住規制および具体的家族形態は、高群が一〇～一世紀中葉の貴族層について実証したものと同じであると結論できよう⁽⁵⁾」といい、高群が実証した見解とは、「具体的家族形態は、はじめからの夫婦家族と母系合同ないし直系家族を経た夫婦家族の併存⁽⁶⁾」であるとする。したがって、「当時の具体的家族形態として…父系合同家族ないし父系直系家族は存在の余地がない⁽⁷⁾」とする。

次に、双系家族説の代表的研究者の吉田孝氏は、「夫方居住・妻方居住の場合にも、夫婦は自分たちの住む屋（嬬屋）を新しくつくるのが一般的な慣習であり、とくに、父母と息子夫婦、兄夫婦と弟夫婦は…別居するのが原則であった。したがって夫方居住といっても後世の嫁入婚（父方居住）とは全く異なり、新夫婦の世帯は新しく独立に作られた。…それは、親族名称やインセスト・タブーから想定された夫婦と未婚の子供からなる小家族とも対応している。しかしこのような小家族が、当時の社会のもっとも基礎的な単位ではあっても、まだ自立した存在ではなく、より大きな

集団のなかに包摂されていた。そしてその集団は、数個の小家族からなる集団から郡レベルの集団にいたるまで、いくつかの層をなして、上位の集団は下位の集団を包摂する形で、重層的に存在していたと想定される⁽⁸⁾という。

要するに、

- (一) 父系家族説は、日本の古代社会を家父長制的父系社会であるとする。古代の家族が小家族形態であるとする研究者もいるが、基本的には、夫方居住婚を主たる婚姻形態としているから、父系直系同居家族の存在を承認する。また、父系家族説は、戸籍を実態として捉える見解が多く、数家族が小家族に分かれ住んでいたとしても、一人の家父長を中心として父系的に結合し、父系合同家族（家父長制的世帯共同体）を形成していたと構想する。
- (二) 母系家族説は、家族は非家父長家族であり、母系的紐帯を基礎とし母系直系家族もしくは母系合同家族をへた夫婦家族（小家族）であり、それは娘の結婚とともに母系直系家族ないし母系合同家族に成長するサイクルを繰り返すと構想する。
- (三) 双系家族説は、古代社会を双系制社会とする。家族形態は小家族形態であり、家長の地位は流動的で、小家族の集合体は特定の個人を中心に組織されるというよりも、構成員相互が親類の関係にあった⁽⁹⁾と構想する。

このように、それぞれの学説によって古代家族の内容はかなりちがっているのである。一つの住居に同居する家族の形態をどう捉えるか、そして小家族と小家族の結合をどう構想するのか、それぞれ意見が一致しない。父系家族説は、父系的紐帯を強調し、母系家族説は母系的紐帯を、そして双系家族説は双系的紐帯を主張する。では、『日本霊異記』にどのような家族と紐帯関係が描かれているのかみていきたい。

第一章 『日本霊異記』に表れた家族構成

まず、一つの住居にどのような家族成員が同居しているのかを考察したい。『日本霊異記』に関する先行論文を検討すると、この問題で意見の分かれるのは、『日本霊異記』に、父系もしくは母系の二世代の同居家族がみられるか否かである。篠川賢氏は、『日本霊異記』の時代では、夫方居住婚と父系直系家族ないし父系合同家族が主流であったとし、同記には父系直系同居家族が描かれていると主張する。つまり、一つの住居に父母と息子夫婦が同居する形態がみられるとい

うのである。しかし、その見解には問題が多いことについては別稿⁽¹⁰⁾で論じた。本稿でも後述したい。

また、関口氏は、母系直系家族もしくは母系合同家族が存在するという。つまり、一つの住居に母（父）と娘夫婦が同居する形態がみられるというのである。高群学説を継承する氏の見解にも問題が多いことは別稿⁽¹¹⁾で検証した。本稿でも関口説を再検証したい。さらに、『日本霊異記』における「家」の問題を考察した太田愛之氏は、『日本霊異記』の説話中「家」の人的構成が比較的明瞭な例において、「家」内の血縁関係は意外に単純で、…その家族的構成員はほぼ核家族と直系家族に限られる。これに対し、拡大家族を内包する「家」の明示的な例はまず見当たらない⁽¹²⁾という。氏は「直系二組の夫婦とその近似型」として、上巻第一〇・上巻第二三・中巻第二七をあげている。太田氏は三つの説話に描かれた家族を抽象的な「家」という概念で把握しているが、具体的な居住形態からの考察でないために、「直系二組の夫婦」とは、一つの住居に親子が同居している形態と解釈するのか、それとも二つの住居に分かれ近住していると解釈しているのか明確でない。

以上のように、『日本霊異記』には、父系直系家族もしくは母系直系家族が描かれているという二つの見解が提示されている。ではまず、父系直系家族の問題から考察したい。

『日本霊異記』において、父系直系家族と関連する説話といえば、まず想起されるのは、中巻第二七の尾張宿祢久玖利おわりのすねくくりの話である。当話は、怪力の妻が国司を懲らしめたところ、後難をおそれた夫の父母のすすめで、息子が怪力の妻を離婚した話である。家族は、父母と息子夫婦によって構成されているから父系直系家族となる。ただし、『日本霊異記』の内容では、二世代の夫婦が同居していたのか、近住していたのか明確でない。同居しておれば、父系直系同居家族（これを同居型父系直系家族と呼ぶこととする）であるし、別居していたとしても、二世代の夫婦の関係は、相互に密接な関係があったことが知られるので、父系直系家族的な結合関係（これを近住型父系直系家族と呼ぶこととする）があったと考えられる。この事例は父系家族説に極めて有利な史料といえる。

そこで、これに類する事例がないのかと求めると、『万葉集』（巻五、八九二番）に、「直土に、藁解き敷きて、父母は、枕の方に、妻子どもは、足の方に、圍み居て」

とある。『万葉集』の八九二番は、いわゆる貧窮問答歌のことで、これについて、関口氏は、「父系二世代の夫婦同居を示すが、かかる例はこれを除き当時の史料に存在しない。父系二世代の夫婦の同居、すなわち異なる母系（姑と嫁）の同居同火が、当時は無論、鎌倉末に至るまで厳しく禁忌された事実を考えると、⑥（貧窮問答歌のこと一栗原注）は到底事実とは信じ難く、それは結局儒教思想への傾斜の濃厚な作者山上憶良による理想的家族像の表出に過ぎない¹³⁾」という。また、義江明子氏は、「一つの狭い堅穴住居のなかでの三世同居の姿が読みとれる。だが、これはほんとうに当時の農民の一般的な家族生活を描いたものなのだろうか。…夫の両親との同居を明確に示すものとしては、この「貧窮問答歌」がほとんど唯一の例外なのである。…憶良は、…男性にとってそれぞれに重要な存在である父母と妻子を、一つの堅穴のなかで身を寄せて暮さざるを得ない姿で描くことで、農民の貧しさを強調したのである。…この歌の表現を文字通りに受け取って当時の農民生活の細部をうかがうのは、早計にすぎると言わねばならない¹⁴⁾」といている。吉田孝氏は、「この歌のように妻子ある男が、父母といっしょに、一つの堅穴住居に住むことは、貧窮の極限ではあり得ても、庶民の生活の一般的なあり方とは考え難いことである。若い夫婦は、貧しくともそれなりに自分たちの妻屋を建てて生活するのが、当時の習慣と推定されるからである¹⁵⁾」という。

家族研究を専門とする研究者は、そろって「貧窮問答歌」を当時の家族の実態を憶良がそのまま描写したのではなく、実態はこれとは違ふと主張している。しかしながら、貧窮問答歌の内容と『日本霊異記』中巻第二七の内容を比較すれば、両者ともに父母と息子夫婦の二世代の同居が描かれている点が酷似している。これは単なる偶然とは言い難い。

貧窮問答歌が奈良時代の事例であり、つづいて平安初期の史料である『日本霊異記』に同形態の家族がみられるということは、貧窮問答歌に描かれた家族形態は、必ずしも憶良の文学的創作とばかりは言えないのではないと考えられるのである。と同時に、『日本霊異記』中巻第二七のような父系直系家族の存在は、史料の上からは認めなければならないであろう。

では、次に同居型や近住型を含め父系直系家族は、『日本霊異記』にどの程度の頻度で存在しているのかをみていきたい。そこでまず、同記の一一六話のなかで、家族が描かれていると考えられる説話から、家族

構成を調査してみた。その結果は次のようであった。

●小家族的

夫婦	9 (上巻第二四②, 上巻第二七, 上巻第三〇②, 上巻第三三, 中巻第一一, 中巻第一六①, 中巻第三四②, 下巻第四②, 下巻第七)
夫婦と娘	9 (上巻第九, 中巻第一二, 中巻第二五, 中巻第三一, 中巻第三三, 中巻第三四①, 中巻第四一, 下巻第四①, 下巻第一九)
夫婦と息子	3 (上巻第一八, 中巻第二, 下巻第三〇)
夫婦と子供	10 (上巻第二, 上巻第五, 中巻第五, 中巻第一六②, 下巻第八, 下巻第二二, 下巻第二五, 下巻第二六, 下巻第三七, 下巻第三八)
母と娘	3 (中巻第八, 下巻第一一, 下巻第三一)
母と息子	2 (上巻第一二, 下巻第三九)
母と子供	3 (上巻第一三, 中巻第四二, 下巻第一六)
父と子供	1 (上巻第一五)
計	40

●二世同居的

夫方	
父母と息子夫婦	1 (中巻第二七) 近住?
父母と息子夫婦	1 (下巻第一三) 近住?
妻方	
父と娘夫婦	1 (上巻第三一)
母と娘夫婦	1 (中巻第二〇)
父母と娘夫婦	1 (中巻第三三)
計	5

注 一つの説話に二つの家族が描かれている場合は、別々に数えた。「夫婦」というのは、説話に描かれている家族成員が夫婦だけの家族の意味である。以下、「夫婦と娘」とは夫婦と娘もしくは娘達が描かれている場合である。上巻第二四・上巻第三〇は、親の世代の居住形態が不明であり子供の居住例のみ例示した。上巻第二三¹⁶⁾・中巻第三¹⁷⁾は、母親と息子夫婦が同居している、と解釈できなくはないが、母親の居住形態

が不明であり、同居例に含めなかった。二事例は、二世代の家族が小家族を形成し、近住している可能性はあるが、直系家族的に密接な結合関係があったのかまでは分からないので、除いている。また、下巻第二七は、第四章参照。

筆者の調査では、家族成員がある程度描かれていると判断される説話は四〇話余あり、それらを家族構成別に分けたのが上の表である。『日本霊異記』は短い説話であり、当然そのすべてが家族成員を正確に描いているのではないであろう。しかし、それらは当時の実態からほど遠いとばかりは言えず、当時の何らかの家族構成を反映していると思われる。これらの数値をみると、小家族的家族四〇に対して、二世代同居の家族は五である。

二世代同居の家族にはやや説明が必要である。まず、夫方二世代同居の家族例は、中巻第二七の尾張久玖利の話の他に、中巻第四〇にその可能性が考えられる。同話は、狐が橘諾楽麻呂に復讐するため、彼の祖母に化けた話であり、二世代同居の家族と解釈できる余地があるが、居住形態の記述がはっきりせず事例から除いた。また、下巻第二七は、オイがオジに殺される話で、父系観念が濃厚な事例であるが居住関係がはっきりせず、やはり除いた。このように、『日本霊異記』で、父系二世代の同居的事例として確実性の高い説話は、中巻第二七だけといってよいが、下巻第一三も可能性がある(後述)。

次に、妻方二世代同居的事例は、上巻第三一(修行僧が貴族の娘と結婚した話)と中巻第二〇(娘が国司の妻となった話)で、中巻第二〇は、夫の赴任地の関係で一時的に妻の母親と別居しているが、本来は二世代同居的であったと考えられるので同居例とした。ただし、この夫婦は、帰京後、母親と分節して小家族化する可能性があることを留意しておきたい。また、中巻第三三(結婚初夜に娘が鬼に食われた話)は、婚姻解消となっており、事例から除かれるべきかもしれないが、婚姻居住としては妻方二世代同居的事例に含まれるとしておきたい。

以上のように、二世代同居的事例は夫方二、妻方三とした。ただし、同じ二世代同居といっても夫方と妻方では性質を全く異にするから、結局、中巻第二七のような父系直系の家族の事例は、四五例中の二例である。この数値から考えても、やはり父系直系の家族は多くはなかったと考えられる¹⁸⁾。

しかしながら、説話の居住形態を、二世代同居的で

あるとか、そうでないという判断は調査者の主観に左右される。そこで、次に調査者の主観の入る余地が低い方法として以下の考察を行った。同記には、ある人物が死線をさまよい、その後再び蘇生・生還する話が多く掲載されている。その時に、つまり人間が生死をさまようという重大な出来事に、それを心配して周りにいる人物こそ、家族的に最も親しく、かつ同居していた可能性が高い家族成員であると考えられる。そこで、人間が蘇生・生還した時、その周辺にいる家族成員を調査した。すると次のような結果になった。

妻と子供	6 (上巻第五, 中巻第五, 中巻第一六, 下巻第二二, 下巻第二五, 下巻第三七)
夫と子供	1 (下巻第二六)
父母	1 (下巻第二三)
その他	3 (下巻第九, 下巻第一三, 下巻第二三)

同記によれば、夫の枕元には、そのほとんどが、「妻子に語りて曰く」とか「妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ」とあって、「妻子」が、側にいたと描写されている。また、下巻第二六は、妻である田中真人^{たなかのまひとひろ}広虫女が重病に陥るが、その時広虫女は、「夫と並八の男子を呼び集め」たとある。周囲にいたのは「夫と子供」である。妻の場合が「夫と子供」となるのは、夫の場合が「妻と子供」となることと同一であり、同じ家族形態を、妻と夫の立場から、それぞれ表現したことに他ならない。

また、中巻第二五は、別の女性と体が入れ代わった衣女の話で、彼女が冥土から帰り蘇生した時、その枕元には「父母」がいる。衣女は独身の女性であるから、家族構成は「父母とその娘」となる。

つまり、上表では「妻と子供」六例、「夫と子供」一例、「父母」一例と表示しているが、これらは「夫婦とその子供」の家族構成を別の角度から表現をしているのである。したがって、これらをまとめると、「夫婦とその子供」八例、その他三例とすべきなのである。

次に、「その他」三例の内訳は次の通りである。下巻第九は、主人公の藤原広足が冥土から帰ってくる話であるが、この時彼の枕元に、「親属(うから)」つまり彼の親族がいたことが描かれている。ところが、広足の妻は産死しており、その妻の嘆きによって冥土へ呼ばれたとなっている。仮に妻子が生存していたとす

れば、他の事例と同様に、枕元には妻子がいた可能性が強いのである。

もう一つの例は、下巻第二三で、信濃国しんねいこくのこま小県郡のおとものり大伴連等が氏寺を作り、その寺の僧となったおしかつ忍勝が一族の者に殺害され、後に蘇生した時、「親属に語りて言はく」とある。忍勝の枕元にいた「親属」とはどのような範囲の親族をいうのか不明である。忍勝は、出家人であるから、本来なら寺に居住し、「親属」とは別居していたことは確実であり、彼の死にともなって親元に送られて、そこに「親属」がいたと推測され、彼が日常的に親と同居していたのではないと考えられる。彼の事例は、通常の人々の居住形態と比較すると特殊であり、考察の対象外とすべきであろう。

次に、下巻第一三は、坑夫が落盤事故から生還する話である。この時、人々は彼を「親の家に送りぬ。親属見て、哀び喜ぶること比無し」という。彼は親と同居していたかの如くであるが、同話によれば、これより先に、坑夫には妻子があり、嘆き悲しんだ妻子の善行によって救われたとある。坑夫は、この妻子と同居していたと考えられる。ところが、彼が運ばれた家は、「親の家」とあり、「親属」が喜んだとある。「妻子」が喜んだとは描かれていない。筆者は、この説話から推測される居住形態は、親夫婦と坑夫夫婦は、近住別居していたと推測するが、しかし、坑夫が「親の家」へ運ばれたとある限りは、二世帯が同居していた可能性も否定できない。そこで、この例は同居型もしくは近住型の父系直系家族としての可能性を考えておかなければならない（坑夫が妻子のいる家ではなく、「親の家」に運ばれた理由はよく分からない。関口説⁹⁹のように長期的別居婚の故、つまり坑夫はまだ一時的訪婚の期間中であつた故に、親の家に運ばれた可能性は無いわけではないであろう。また、『今昔物語集』の編者も、この辺の事情の解釈に悩んだのか、同集では、坑夫は「我が家」に帰還し、「妻子」が喜んだと内容を変更している）。

生還・蘇生譚に描かれた事例でも、夫婦と子供が基本的家族構成員であり、父系二世帯の同居的な事例は、坑夫の事例をそれと考えると、小家族八に対して、直系的家族一となり、全体的傾向としては、やはり孤立的である。

念のため、『今昔物語集』の蘇生話と比較し、『日本霊異記』の蘇生話に父母が描かれていないことが偶然ではないことを明確にしたい。『今昔物語集』は「父と息子夫婦」の同居（もしくは近住）を示す説話は、

一六一二一・二九一二五・三〇一四などにみられる。さらに「父母夫婦と息子夫婦」の同居を示す説話は二例ある。一二二二八には、鬼に食われそうになった書生が、その事実を「父母・妻子ニ此ノ事ヲ具ニ語ル」とあり、また、一六一三五には、男が水死したことを知らされた家族は「父母・妻子、此レヲ聞テ、泣キ悲ム」とある。『今昔物語集』では、男の側に父母と妻子がいる様子が明快に描かれている。これによって理解されるように、『日本霊異記』が、父母と妻子を同時に描がいていないのは、同居していた父母を書き漏らしたのではなく、平安初期では、父系二世帯の同居形態が非常に少なかった故であると考えられる。

以上のように、父系二世帯同居家族は、全く存在しなかったとはいえない。しかし、そのような形態は、主流的であったとはいえず、むしろ例外的存在として理解すべきであろう。

では次に、母系家族説について言及したい。古代の家族形態を、母系直系家族もしくは母系合同家族をへた夫婦家族（小家族）であり、それは、娘の結婚と共に母系直系ないし母系合同に成長するサイクルを繰り返す、と構想するのは関口氏である。氏は、高群学説の婚姻居住説をほぼ全面的に受け入れ、その学説が正しいとして氏の家族説を構想している。しかし、古代においては、妻は、妻方の提供した家屋に生涯的に居住するという高群氏の学説は、実証に基づかない彼女の創作であつた。これについては別稿で詳細に論じた¹⁰⁰。したがって、高群学説に依拠する関口氏の構想は根本的な所に問題点があるのである。

『日本霊異記』には、妻方の二世帯同居的家族が三例みえる。これは関口氏が想定している母系直系家族もしくは母系合同家族でないことを説明しておきたい。古代における婚姻は、男達は妻方へ一時的訪婚もしくは一時的妻方居住をするのが一般的形態であつたと想定される（中巻第三三参照）。その後、若い夫婦は独立可能になると、妻方を出て夫婦二人の独立した住居に移転する。その後、年若い姉妹達も結婚とともに親と同居し、年代順に次々と親元から独立していったと想定される。問題は、若い夫婦が独立する際、二人が生活をする家屋は、妻方と夫（方）のどちらが提供していたかである。

奈良～平安時代にかけての婚姻居住の史料を検証すると、婚姻用の家屋は、妻方が提供するより夫方が提供する事例の方が多い¹⁰¹。つまり、住居は、母親ではなく父親の所有邸であることが多かったと考えられる。

したがって、父親邸に、娘夫婦が一時的に同居する場合が多いのである。しかし、古代はキョウダイが均分相続であるから女子が宅地を相続する場合もある。したがって、妻の所有邸に夫が入り、その後、その宅地を娘が相続する形態が存在したことは考えられる。しかし、日本の古代社会は、住居を母から娘へ母系継承することが優勢であったという証拠や、母系出自や母系相続などの痕跡もない。

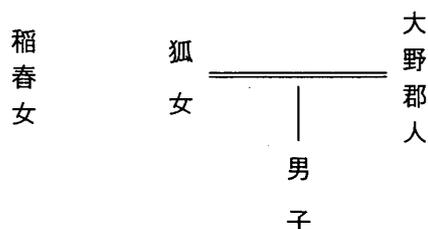
娘夫婦が父母と居住する形態は、外観上は、母系直系家族らしき形態であるが、母系制社会でない日本の古代社会で、母系制の居住形態と似ている個所のみを取り出して、それを「母系」直系家族ということは適切とはいえないであろう。この形態は、あくまで夫（方）が住居を提供する形態が主流であった社会にみられる疑似母系的現象であったと考えられる。『日本霊異記』の上巻第三一、中巻第二〇、中巻第三三などの事例は、そのような古代の一般的な在り方を反映した事例と考えられ、「母系」などと表現される性格のものではないであろう。

以上の考察によって、『日本霊異記』の家族構成調査から推測される平安前期の家族は、同居型もしくは別居型の父系直系家族は稀にみられるが、父系合同家族はみあたらず、一般的には、夫婦と子供からなる小家族が通常の形態であったと考えられる。

第二章 父系合同家族説と『日本霊異記』

ところで、七～八世紀の家族は、相互に独立した経済的単位としての家族ではなく、非自立的家族であったという見解が通説となっている。この非自立的家族の実態については、父系家族説・母系家族説・双系家族説によって、主張内容にかなり食い違いがある。筆者は、双系家族説を支持しているが、母系家族説系の

上巻第二(系図1)



見解が成立しないことについては、すでに論じた⁴⁾ので、ここでは、父系家族説の見解を検証していきたい。

父系家族説の鬼頭氏には、上巻第二の話进行分析した「稻春女考」という論文があるので、氏の論文を通して、父系家族説の見解を見ることにしたい。

当話は、狐が人間の妻となった話(系図1)で、狐女が「家室」となって稻春女に間食を与えることなど、当時の農業経営の一端を知ることができる。当話から、鬼頭氏は、「古代の家族論や社会論に関係する方向で稻春女の問題をとりあげ⁵⁾」たという。氏は、家長が、(1)食料分配権を最終的に保持していたこと、(2)産業(なりわい)の指揮権を保持していたこと、(3)家の財産の処分権を保持していたこと、などを根拠にして、『日本霊異記』に描かれている家族が、家長主導型の家族であることを主張する。それと同時に、狐女の一家と稻春女との間には、雇用関係を媒介とした支配と隷属関係があったとする。そして、結論として、「八・九世紀の米の国家への貢納、各豪族での収取、庄家での収取等を通じて、その春成の労働は女性になっていたのであるが、収取の責任や管理については豪族の家長等、男性が主としてになっていたように思われ、全社会的には広い意味での家父長制的支配原理が規定的に働いていたように思われる⁶⁾」といっている。

鬼頭氏が主張するように、「家長と家室」との間に、上下関係があったこと、そして「家室と稻春女」の間に、支配と隷属関係が存在していたとすることは、さして異存はない(ただそれを「家父長的色彩」と解釈すべきかどうかは別問題であるが)。しかしながら、上巻第二に描かれている家族は、鬼頭氏が想定している家族形態と、あまりにもかけ離れている事実を、何ら問題としないのは承認しがたい。というのは、鬼頭氏は、前述のように、郷戸の人数をほぼ二〇数名といっている。仮にそうとすれば、家父長は、三～四家族ほどの息子夫婦を統率していることになる。このような家父長制的世帯共同体は、かなり複雑な親族組織となり、イトコ・マタイトコまでが一つの共同体の中に含まれ、共同生活をするようになる。

そうとすれば、有力者層と推定されている狐女家族には、親子・兄弟関係以上のもっと複雑な親族関係が表出しているべきである。しかも、当話は、狐女が夫の家に入り、結婚が開始され、やがて子供が生まれ、妻が「家室」として農業経営の一翼を担って生活をする時間の経過が記述されている。したがって、鬼頭説

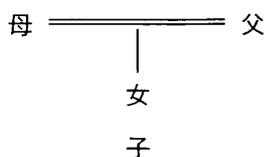
に則って考えれば、狐女は、夫方の世帯共同体に編入され、そこで結婚生活をしているのであるから、約二〇人と推定されている共同体の夫方の父母や他の成員が、一人くらい登場しても不思議でない。ところが、同話に描かれた登場人物は、「狐女・その夫・男子・稻春女等」となっている。基本的家族は、夫婦とその子供という典型的な小家族であって、鬼頭氏が想定している世帯共同体、つまり数世帯が結合する合同家族らしき痕跡はみられない。

鬼頭氏の想定する家族像が正しいとするならば、同話には、家父長の父母・オジ・オバ・キョウダイ・イトコ・オイ・メイ等そしてそれらの妻達は何らかの形で登場すべきである。鬼頭氏は、日本の古代史の諸知識を駆使して、稻春女をめぐる多くの側面を明らかにしている。それならば、鬼頭氏のいう郷戸的家族（父系合同家族）と狐女家族（小家族）との大きな食い違いを説明しなければ、「古代の家族論や社会論に關係する方向で稻春女の問題をとりあげ」たことにはならないであろう。要するに、鬼頭氏は、古代社会が家父長制的世帯共同体であったと主張しながら、上巻第二には、そのような家族が、描かれていない点を何ら言及していない。

明らかに、鬼頭氏は、自己の構想する家族が、『日本霊異記』に表れていない事実を充分に取り上げていない。おそらくこれはやむを得なかったと考えられる。というのは、『日本霊異記』には、在地の有力者を描いた説話は、少なくないにもかかわらず、それらの説話には、鬼頭氏等が構想する郷戸的家族が、ほとんど見られないからである。この点を検証するために、同記の中から在地を題材とし、内容が比較的詳しく書かれている代表的説話をいくつか取り上げたい。

まず、中巻第三四（うえつきでら殖槻寺付近の零落した娘の話）を取り上げよう（系図2）。同話は、場所は諸樂（なら）の右京となっているから、都市のことで、在地ではないの

中巻第三四（系図2）



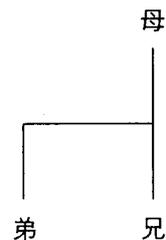
であるが、在地の事例とかけ離れていると思われないから取り上げたい。さて、当話では、一人娘であった女の家では、両親が死去すると、裕福であったにもかかわらず、またたく間に奴婢や牛馬等の大切な財産を失しない、一〇年ほどで急速に極貧になっている。

この内容を読んで不思議な念にかられるのは、娘が、何故に父系親族（父方のオジ・オバおよびその他の世帯共同体の成員）から援助を受けられないのであろうかということである。わずかの間に、すべての親族が、死去または出奔したとは考え難い。当時（話は聖武天皇の御世となっているのだが）、親族の結合原理が、家父長制的世帯共同体であったならば、娘の家族は、元々は裕福だったのであるから、父母に連なる世帯共同体成員が、多数存在していたはずである。共同体というのであるから、一夫婦が何らかの事情で死去したとしても、必ずその周辺に世帯共同体成員がいて、相互扶助によって彼らから助力が得られるはずである（仮に援助をしない関係であるなら、もはやそれは共同体とはいわないであろう）。

仮にこの時代が、家父長制的世帯共同体の時代であったとするならば、一人の娘が両親を失った場合は、世帯共同体の家父長が、何らかの援助をすべきである。しかし、家父長が援助を与えたような形跡はみられない。もちろん、孤女の父親が家父長であったのであれば、次期家父長が責任を持って援助するはずである。ところが、実際は、孤女は世帯共同体らしき成員から援助は得られず、急速に零落している。中巻第三四に限らず、『日本霊異記』には貧困にあえぐ人の話は少なくないのであるが、共同体の長と思われる人物が、一族の成員を援助する話はみあたらない。当話は、先に見た上巻第二の狐女の家族と同様に、夫婦とその子供（小家族）しか描かれておらず、家族が複数の世帯から形成されている様子がみられない。

次に、上巻第一二をみたい（系図3）。当話は、兄

上巻第一二（系図3）



と一緒に「交易」に行った弟が、兄に殺害される話である。兄が弟を殺した原因は、弟が多く儲けたことを兄が妬んだことになっている。これは、仮に兄弟が世帯共同体の一員として、経済的に一体となっていたのであれば、二人で儲けた売り上げは、兄弟の所属する共同体の儲けとなるはずである。弟が、自分の才覚で莫大な売り上げを得たとしても、それは弟のみが儲けたことにはならない。ところが、この話は、兄が弟の儲けの方が多いとして、弟の金品を奪うために殺害したとなっている。この背景には、兄弟二人が協力して「交易」に行ったとしても、二人の財布は別々であり、収益の差はそのまま平準化されず、相互に別産であったことを前提としなければならない。このことは、兄弟は、最終的には経済的に合体しないことを意味していると思われる。

また、この説話では、母と兄が、大晦日の霊祭りをやっている。兄弟達が、家父長制的世帯共同体の成員であるとするならば、このような霊祭りは、母親ではなく、世帯共同体の長である家父長が執り行うべき性質のものである。また、兄がおかした殺人事件に、処罰を加えるのも、当然、家父長でなければならない。ところが、兄に対して非難をしたのは、母親とされていて、殺人事件を知らせてくれた僧侶に返礼をしたのも母親とされている。

当話でも、基本的家族は、母親と二人の男子から構成される小家族となっている。この母子家族が他の小家族と複雑に合体しているとか、世帯共同体の統轄責任者としての家父長が活躍する様が描かれていない。

次に、中巻第一六をみたい(系図4)。当話は、讃岐国香川郡の富豪綾君の話で、家族構成やその内部での様子が、かなり具体的に書かれていて、八～九世紀の在地の富豪の家族的実態を知る上では欠くことのできない事例である。当話によると、富豪の綾君の家には、綾君夫婦と数人の使用人がいたことになっている。この話の中心になる綾君家族は、夫婦のみが描かれて

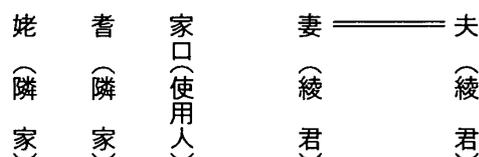
おり、子供さえもみえず、その他の家族成員は登場しない。綾君は、富豪であり在地の有力者であるから、綾君家族が、家父長制的世帯共同体であったとすれば、傍系家族成員を含む多くの家族成員から構成されているはずである。ところが、説話は、綾君の家族の内部をかなり詳しく記述しているにもかかわらず、綾君夫婦以外で描かれているのは、隣家の男女の老人と使用人とその妻子が主要な人物で、綾君の父系血縁者と思われる家族成員は一人も描かれていない。

基本的な家族形態は、夫婦だけの小家族である。そして、富豪としての綾君が、家父長制的世帯共同体の頂点に立ち、複雑な親族関係の中心に位置しているなどという様子はみられない。綾君の家は、夫婦と使用人とで自己完結的に描かれている。結局、綾君家族はあくまでも小家族なのであって、家父長制的世帯共同体の片鱗さえ窺うことができない^四。

次に、下巻第二六をみたい(系図5)。当話は、讃岐国美貴郡の大領の小屋県主宮手の妻田中真人広虫女の話である。これも在地の有力者の話であるから、在地の家族的実態を知る上で重要な説話と考えられる。広虫女は、非常に裕福で強欲な女性であり、莫大な財宝と馬牛・奴婢・稲銭・田畠を所有し、あくどい商売をしていた。そのために悪死を得た話である。広虫女は、女手一人で独自に商売を行っているように描かれており、ここにも家父長制的世帯共同体の諸関係らしき描写がない。広虫女は、病を得て死の床につくが、そこに呼ばれた家族成員は、「其の夫と並八の男子」と、夫とその子供だけで、他の世帯共同体成員らしき人物は誰も登場しない。

当話も、富農層に属する階級の様子が、比較的詳しく書かれているのであるが、数世帯が共同して経営を行い、多くの財産を築いているのではない。あくまで財産は、広虫女一人の力で築き上げられたことになっている。広虫女家族は、夫婦とその子供という小家族だけで完結的に描かれており、主人公(女性)が、家

中巻第一六(系図4)



下巻第二六(系図5)



父長制的世帯共同体の一員として活動している様子は、全く描かれていない。

以上のように、鬼頭論文を念頭に置いて、在地の有力な農業経営者を描いた代表的な説話（上巻第二・中巻第一六・下巻第二六）を検証したが、家父長制的世帯共同体もしくは、郷戸的家族らしき家族は全く描写されていない。したがって、氏の主張する父系家族説に従うことはできない。

鬼頭氏を始めとして、古代父系家族説を主張する研究者は、そろって家父長制的世帯共同体説を強調する。『日本霊異記』のなかで、中巻第一六の綾君は、讃岐国香川郡の「富める人」とあり、召使いもおり、夫と妻は「家長」「家室」と表記されている。しかも、家の内部が比較的詳しく描写されている。また、下巻第二六の小屋県主宮手は、讃岐国美貴郡の大領であり、外従六位上であった。その妻田中真人広虫女は、「富貴にして宝多し。馬牛・奴婢・稲銭田畠有り」とあり、東大寺に莫大な財産を奉納している。恐らく、この家族は、身分的にも、美貴郡屈指の富豪であったと想像される。

綾君と宮手の二つの家族は、在地の有力な農業経営者であったにちがいない。とすると、当時の最も代表的な家族であったと考えられる。父系家族説の論者が、家父長制的世帯共同体として、農業を積極的に営んでいた好例として取り上げるべき事例である。ところが、二つの家族はいずれも小家族として描かれており、家父長制的世帯共同体もしくは、郷戸的家族らしい片鱗は微塵も感じられない。これは、八～九世紀の在地の家族構成は、世帯共同体（父系合同家族）ではなかったことの有力な証拠でなければならない。

第三章 父系的血縁紐帯と女系的血縁紐帯

前章で、『日本霊異記』に描かれた家族構成を検証し、一つの住居に父系直系家族が形成されることは例外的であり、小家族が一般的であることをみてきた。小家族が一般的であったとするならば、次に問題になることは、小家族の内部の実態と、小家族と小家族の諸関係である。

ところで、関口氏は、日本の古代社会は女系的血縁紐帯が規定的であったと主張している²⁰。この見解は、古代社会は家父長制的世帯共同体（＝父系的血縁紐帯が規定的）であるとする父系家族説に対する反論として提出されたものである。したがって、『日本霊異記』に関する関口氏のさまざまな解釈も、そのような

見解に沿った形で論じられている。これに対して、関口説を批判する篠川氏は、同記には、父系血縁紐帯を示す話が存在すると反論している²¹。

両説を検討してみると、両氏は、それぞれ自説の正当性を強調するために、自説に有利な説話を取り上げて論じ、自説に不利な説話には説明不足になっていると思われる。これでは、相互に自説を一方向的に主張しているにすぎず、『日本霊異記』そのものの実態が明確にならない。そこで、本章では、『日本霊異記』の全説話を、父系的血縁紐帯と女系的血縁紐帯という視点から、それらを数量的に比較し、どちらの紐帯が優越しているのかを検証したい。

まず、『日本霊異記』全一一六話に、主題もしくは主題的に描かれている家族・親族関係を抽出し（一話に二つの親族関係がある場合を含む）、それを分類すると、その結果は次のようであった。

夫婦関係	13（上巻第二，上巻第二七，上巻第三〇，上巻第三一，上巻第三三，中巻第二，中巻第三，中巻第一一，中巻第二七，中巻第三四，下巻第七，下巻第九，下巻第一三）
父と娘関係	2（上巻第九，下巻第四）
父と息子関係	4（上巻第一〇，上巻第一八，上巻第三〇，下巻第三六）
父と子供関係	1（上巻第一五）
母と娘関係	4（上巻第二四，中巻第二〇，下巻第一一，下巻第三一）
母と息子関係	6（上巻第一二，上巻第二三，上巻第二八，中巻第三，中巻第一，下巻第三九）
母と子供関係	1（下巻第一六）
両親と娘関係	6（中巻第一二，中巻第二五，中巻第三一，中巻第三三，中巻第四一，下巻第一九）
親と息子関係	2（上巻第一一，下巻第一三）
兄と弟関係	2（上巻第一二，下巻第二七）
兄と妹関係	2（上巻第三一，中巻第三二）
姉と妹関係	1（中巻第四二）
夫方両親と嫁関係	1（中巻第二七）
舅と舅関係	1（下巻第四）
オジとオイ関係	1（下巻第二七）
一族関係	1（下巻第二三）

これによれば、『日本霊異記』に、夫婦とその子供を中心にした話は三七、キョウダイ関係五例、その他四例である。同記に描かれている家族が、小家族中心のことがここからも推測できる。また、「夫婦関係」を描いた説話が一三例と最も多く、ついで「母と息子」「両親と娘」となっている。これだけをとっても、同記には父系女系の偏りが少ない印象である。これらの数値を父系（父と息子・兄弟）そして女系（母と娘・姉妹）という観点からみると、

父息子関係	4	母娘関係	4
兄弟関係	2	姉妹関係	1

となり、両系ともに拮抗した数値を示しており、どちらが主として描かれているということなく、ほぼ同じ比率で描かれ、父系関係・女系関係どちらも偏りが無い。また、親と子供の間では、「母と息子」の話が一番多いというのも、父系か女系かという視点では解釈が困難である。つまり、『日本霊異記』を父系社会の産物として解釈しても、また逆に女系社会の産物として捉えても、捉えきれない。

では次に、説話の中に主題的に描かれていてもいなくても、全説話を、父系的血縁紐帯と女系的血縁紐帯という視点から説話を抽出すると次のようになった。

父系的血縁紐帯例

- 上巻第一〇（父が牛になった話、息子が父を供養）
- 上巻第一八（読めない経を読む話、母がいながら「父子の義」「二父に孝」と父を強調）
- 上巻第三〇（妻を追いつ出した話、冥界での父子関係）
- 中巻第二七（怪力の妻を離婚した話）
- 下巻第二七（オイがオジに殺された話、「弟は葦蘆あしおぎのひま隙なごの如く」とある）
- 下巻第三六（藤原永手の話）

女系的血縁紐帯例

- 中巻第二〇（地方へ行った娘を母が救った話）
- 中巻第四二（観音の化身が妹であった話）
- 下巻第一一（盲目の母とその娘の話）

これらによれば、父系的血縁紐帯例六、女系的血縁紐帯例三と前者が優勢であったことになる。ところが、この分類は、父系的血縁紐帯（父と息子・兄弟関係）と女系的血縁紐帯（母と娘・姉妹関係）に限定して分類しているためにこのようになっているのであって、

この分類から除外された事例を考慮にいと、単純に父系的血縁紐帯が優越しているとはいえなくなる。例えば、上巻第一〇は、父親が息子の物を盗み牛となった話で、息子が父を供養しているの、「父と息子」の父系的血縁紐帯を示す例になるであろう。ところが、上の分類に含まれていない中巻第一五には、母親が息子の物を盗み牛となった話がある。同話では、息子が母親を供養している。この中巻第一五と上巻第一〇の内容を比較すれば、上巻第一〇の方に父系的血縁紐帯が表出しているとばかりはいえなくなるであろう。

また、母親と息子の関係でいえば、上巻第二三には、息子が母親を養わず悪死する物語がある。この時代は、母息子関係が厳しい時代であったとも受け取れなくはない。しかし、息子は母親に対する不孝によって死にいたる厳しい処罰を受けたのであるから、母息子関係は、重要であるとする観念が内在するとすべきであろう。また、上巻第二四には、娘が母親に一度の食事を拒否すると悪死した物語がみられる。とすると、ここでも母娘関係は、死に値するほどの重要性をもっていたことになるであろう。

このように考えてくると、有名な中巻第三の吉志きしの火ひ麻呂まろが、妻恋しさに母を殺そうとして悪死した話も無関係ではないと思われる。この場合は、母を殺そうとする重罪を犯しているから、その悪死は当然であろう。しかし、同話の根底に、上の説話と同様に母息子関係の重要性の精神が流れていると思われる。また、上巻第二八の役小角が逮捕された話では、その母が捉えられたために、自首したことになっている。これも、母息子関係といえるであろう。

さらに、上巻第一一では、商売に絡んで兄が弟を殺害する話である。したがって、この背景には兄弟、つまり父系的紐帯の観念があるという考え方もできる。ところが、この説話では、殺された弟の霊を祀っているのは、彼らの父親ではなく母親である。ここにも、母息子関係をみることができる。また、下巻第三九には、母の姓を継承した善珠ぜんじゆ禪師の話が採用されている。

このようにみえてくると、上の父系的血縁紐帯六例の中に、父息子関係は五例（尾張久玖利例を含む）であるが、上に示さなかった母息子関係の紐帯の重要さを直接的に描いた事例が四、間接的に描いた事例が二あるから、父息子関係と母息子関係は、双方あまりかわらない数なのである。

これと反対に、女系的血縁紐帯三例の中に、母娘関

係の絆の強さを示すが二例あるが、先にもみたように、父娘関係の絆の強さを示す説話も同じく二例みることができ、これも同数である。つまり、『日本霊異記』に描かれた「父息子関係と母息子関係」、「父娘関係と母娘関係」は、紐帯関係の強弱・数量がどちらかに偏る傾向がなく、双方同じ程度みることができ⁸⁸。これらの数値をみて理解されるように、『日本霊異記』を、父系か女系かという視点で捉えようとすることに無理があると考えられるのである。

この点を確認するために、もう一つみておきたい。

『日本霊異記』の婚姻居住形態には、妻方提供型と夫方提供型とほぼ同数見られることは別稿⁸⁹でみた。これらの居住形態は、母系家族説の論者は妻方提供型を、父系家族説の論者は夫方提供型をそれぞれ強調しがちである。当然のことながら、前者は女系的血縁紐帯を、後者は父系的血縁紐帯を主張する。そこで、同記に描かれている妻方提供型と夫方提供型の双方を取り上げて、そこにどのような血縁紐帯関係がみられるのか検証した。その結果は次のようである。

妻方提供型

- 上巻第二七(石川の盗賊の話、妻の母が出てこない)
- 上巻第三一(御手代東人の話、妻の父と兄は出るが母は出てこない)
- 中巻第三四(殖槻寺付近の零落した娘の話、妻の父母は死去している)
- 中巻第二〇(夫と地方へ行った娘を母が救った話)

夫方提供型

- 上巻第二 (狐の女性を妻とした話、夫の父が出てこない)
- 上巻第三〇(妻を追い出した話、夫の父は死去している)
- 中巻第二七(怪力の妻を離婚した話、夫の父母が出てくる)
- 下巻第四 (簪に殺されそうになった僧の話、夫の父が登場せず、妻の父(舅)が描かれる。夫は自分の父ではなく妻の父に借金する)

注 上巻第二四は筆者のみの推定であるからここでは論じない。仮に取り上げたとしても、夫の父は登場しない。

まず、妻方提供型からみておきたい。上巻第二七は、石川の沙弥という自度僧が妻方に居住していた事例である。当話は、夫妻のみが描かれ、妻の父及び母はみられず、紐帯関係ははっきりしない。次に、上巻第三一は、吉野山の修行僧御手代東人が、貴族の娘の病を治癒し、その縁で夫婦となり、妻方の財産を得る話である。妻方提供型が明確な事例である。ところが、当話では妻の父粟田の卿が「使を八方に遣はして、禪師・優婆塞を問ひ求めしとき」とあって、娘の病気に對して父が主体的に方策を考え行動して、母が描かれていない。明らかに、妻方提供型でありながら母娘関係より父娘関係が優越して描写されている。しかも、東人の妻が夫より先立つ時、妻は後々のことを兄に依頼し、東人は妻の兄の財産をも得ている。したがって、当話は妻方提供型に父娘関係・兄妹関係がみられ、母娘関係が描かれていない。安易に女系的血縁紐帯例とすることはできない。

次に、中巻第三四は、殖槻寺付近の零落した娘が観音の助けによって富裕な夫を得る話である。夫婦は、妻方に居住したことが推測され、妻方提供型例としてよいであろう。当話では、娘の父母は死去しており、居住形態と血縁紐帯の関連は不明である。

次に、中巻第二〇は、夫(地方官)の赴任地へ同行した娘の命が、故郷に留まって家を守っていた母の信心によって救われた話である。妻方提供型の居住形態が推測され、かつ母娘関係、つまり女系的血縁紐帯がみられる。婚姻居住形態と血縁紐帯関係が整合的な事例である。ただ、この事例が、単純に両者の整合例とできないのは、娘が夫の赴任地に同行している事実である。この形態は、夫の居住形態の都合が優先している。したがって、当話は、妻方提供型と女系的血縁紐帯が整合的な事例であるが、夫方提供型の側面もみられるから、居住形態の全体的評価としては純粋な妻方提供型とできない点は留意しておきたい。

次に、夫方提供型をみたい。まず、上巻第二は、狐の女性を男が自分の家に連れてきて妻とした話で、夫方提供型である。この話には、夫の家族成員が描かれていないので、婚姻居住形態と血縁紐帯の関連が不明例である。

次に、上巻第三〇は、夫が妻を何らかの理由で追い出した話で、夫方提供型例である。この話では、夫とその父の関係が描かれているが、それは冥界でのことであるから、婚姻居住形態と父子関係は直接関係がないとみるべきであろう。したがって、婚姻居住形態と

血縁紐帯の関連が不明例である。

次に、中巻第二七は、怪力の妻を実家に帰した話で、夫方提供型であることが明確な例である。妻との離婚は、「大領の父母、…其の子に告げて言はく、「汝此の妻に依りて、国の司に怨まれ、事に行はれむ」とあって、夫の父母の助言によって実現しており、父系的血縁紐帯関係が顕著である。これは居住形態と血縁紐帯関係が整合的な事例である。

次に下巻第四は、娘贖に殺されそうになった舅の話である。娘は、「別に夫の家に住む」とあり、夫方提供型が明確である。ところが、この夫（娘贖）は、「舅の僧に銭二十貫を貸りて」とある。もうすでに、妻を夫方に迎えているのに、夫は、借金を実父ではなく、妻の父に頼っている。したがって、当話は、夫方提供型と舅舅関係が結合しており、婚姻居住形態と血縁紐帯関係が不整合な組み合わせとすることができる。以上、婚姻居住形態と血縁紐帯の関係をまとめると、

妻方提供型

母娘関係(女系的血縁紐帯)例	1 (中巻第二〇)
父母死去例	1 (中巻第三四)
妻方家族成員が描かれない例	1 (上巻第二七)
父娘関係・兄娘関係例	1 (上巻第三一)

夫方提供型

父息子関係(父系的血縁紐帯)例	1 (中巻第二七)
父死去例	1 (上巻第三〇)
夫方家族成員が描かれない例	1 (上巻第二)
舅舅関係例	1 (下巻第四)

となる。両者を比較するとやはり共通した内容になっていることに気付くであろう。両者ともに、居住形態と血縁紐帯が整合的なのは各一例である。また、妻方提供型に父娘関係・兄娘関係が一例あり、夫方提供型に舅舅関係が一例ある。これらは、居住形態と血縁的紐帯が矛盾しているとまでは言えないにしても、両者が不整合的であり、それが各一例みえる。このように、居住形態と血縁紐帯の関係においても、妻方と夫方は、両者ともに拮抗しているといえるであろう。

以上の考察によって、『日本霊異記』には、父系親族もしくは女系親族の関係を、より強調した説話が、どちらか一方に偏っている傾向がない。双方ともに、平均的にほぼ同程度みることが出来る。したがって、関口氏の女系的血縁紐帯が規定的であるとする説、そして、篠川氏の父系的血縁紐帯の強調説、いずれも

『日本霊異記』の内容に一致しない。やはり、『日本霊異記』に描かれた家族の実態を父系的か女系的かとする観点そのものが問題があるのであって、同記には、父系観念でも、また女系観念でも解釈しきれない面が多いと言うことが明らかである。

第四章 小家族と小家族の関係について

さて、吉田晶・鬼頭両氏と同様な観点から、『日本霊異記』の家族を取り上げたのは、管見の限り篠川氏である。最後に、篠川氏の見解を通して父系合同家族（世帯共同体）説を再検証し、『日本霊異記』が小家族と小家族の結合関係をどのように描いているのか考察していきたい。

篠川氏は、中巻第二七（尾張久玖利の話）について、「（久玖利の）父母の例については、断言はできないが夫婦同居とみるのが自然であり、さらには、息子夫婦とも同居していた可能性が高いといえよう。ところで、ここでいう同居の意味についてであるが、これはかならずしも同じ建物に久玖利夫婦とその父母が住んでいることのみをいうのではない。久玖利は大領に任じられている在地豪族であり、その居宅は、周囲に垣（カキ）をめぐらし、門（カド）をもち、その中に多くの建物を含んだ一つの独立した区画（すなわちヤケ）を形成していたと考えるのが妥当であろうが、そのような一区画（ヤケ）の中に久玖利夫婦とその父母が別々の建物に住んでいた場合も、当然、同居とみなさなければなるまい⁹⁰（傍点篠川氏）」という。父系家族説を支持する研究者が、当然抱く構想である。つまり、『日本霊異記』の時代は、家族が小家族ごとに住居を別にしていても、各小家族は、父系直系家族もしくは父系合同家族的な結合をしていたという見解である。このような構想の下で、篠川氏は、次の八つの説話を根拠とし、父系直系家族もしくは父系合同家族が存在していた可能性を指摘する。そして、「夫婦とその未婚の子供のみが登場する説話が圧倒的に多いからといって、夫婦家族が支配的であったとは、けっしていえないのである⁹¹」、「『霊異記』の時代においては、すでに家父長制家族が支配的になっていた⁹²」と主張する。

篠川説

- ① 上巻第二 (狐の女性を妻とした話、夫婦の所に夫の父母が同居)
- ② 上巻第一一 (火の難にあう漁夫の話、「漁夫」と

「^{うから}親属」の同居)

- ③ 上巻第三〇 (妻を追い出した話, 父と息子の同居)
- ④ 上巻第三二 (鹿を食って逮捕された村人の話, 何組かの夫婦の同居)
- ⑤ 中巻第三 (妻恋しさに母を殺そうとした話, 母と息子の同居)
- ⑥ 中巻第二七 (怪力の妻を離婚した話, 父母と息子夫婦の同居)
- ⑦ 下巻第一三 (落盤事故から生還した坑夫の話, 夫とその妻子が夫の親元に同居)
- ⑧ 下巻第二七 (オイがオジに殺される話, 父母と息子と伯父が同居)

そこで、これらの説話を順次考察しておきたい。これらの中で、①・③・⑤・⑥は、別稿⁹⁹よび本稿ですでに論じたので、それ以外をみていきたい。

まず、篠川氏は、②上巻第一一の「漁夫有り。幼きより長るに迄り、網を以て業とす。後時、家の内の桑の林の中に匍匐ひ、声を揚げ、叫びて曰く『炎火身に迫る』といふ。親属救はむと欲へば、其の人唱ひて言はく『我に近づくこと莫かれ。我頓に焼けむと欲ふ』といふ」を引用して、「この場合「親属」の内容は不明であるが、上の記述からして「桑の林」を持つところの「家」に、「漁夫」と「親属」が同居していた可能性が高いであろう¹⁰⁰」として、この事例も父系直系家族ないし父系合同家族の事例とする。

これに対し、関口氏は、「単に仏罰をうけた漁夫の親属が漁夫を救おうとしたとの記述があるのみで、この親属が同居のそれか否かは不明であり、仮に篠川氏の言うように同居親族であるとしても、それが父系の紐帯によるものか否かは全く不明で、ここでも篠川氏の父系家族説は二重の仮定に基づかないと成立しない¹⁰¹」と批判する。

当話では、「親属」の実態及び漁夫と「親属」との親族関係や居住形態が明確に書かれていないこと、それに、漁夫が結婚しているか否かがはっきりしていない。この程度の記述で、篠川氏のように父系直系家族・父系合同家族を云々することは無理がある。この説話に関しては、関口氏の批判が妥当であると考えられる。

次に、④上巻第三二は、聖武天皇が獵をした時に、鹿が百姓家に入り、事情を知らない家人が殺して食い、その罪で「時に男女十余人、皆其の難に遭ひぬ」という話である。これに対し、篠川氏は、「納見の里の百

姓の家」の構成員が「男女十余人」であったことが知られるが、この人数は、何組かの夫婦が同居している「家」を想定すべき人数であろう¹⁰²という。

これに対して、関口氏は、「しかし鹿を食した家人がそのまま男女十余人を意味するとは、当例から確実には言えず、偶然手に入った鹿の肉を集落の近隣の人達と共食した可能性は、当話が古代社会の例である点を考慮すると当然考えられる¹⁰³」と批判する。

筆者は、関口氏の見解を支持したい。同話を精読しても、鹿の事件で男女十余人が逮捕されたことは判明するが、彼らの居住形態・親族関係が明らかになる内容ではない。この説話から、家族形態を云々すること自体に無理がある。とても父系合同家族の存在を想定する説話とすることはできない。

次に、⑦下巻第一三は、落盤事故から生還した坑夫の話で、救助された坑夫は、「持ちて親の家に送りぬ。親属みて、哀び喜ぶること比無し」とある。これについて篠川氏は、「夫とその妻子とは夫の親元に同居しており、そのため、運ばれた家が「親の家」と記されていること（この場合は夫方居住婚になる）も十分考えられる¹⁰⁴」と主張する。この話は先にみたが、篠川氏は、坑夫の妻子は坑夫の親と同居していると構想し、関口氏は、坑夫は長期的訪婚期間中で、自分は親の家におり、妻子とは別居していたと構想している¹⁰⁵。

筆者は、坑夫は妻子と同居し、彼の親とは別居していたと構想している。この点、『日本霊異記』の記述内容は、明確に記述されておらず、どの見解が正しいのか、説話の内容からはどちらとも決し難い。しかしながら、当話は、親家族と息子家族が描かれているので、二つの可能性が考えられる。一つは坑夫の父母と坑夫夫婦が同居している場合と、一つは親子二つの世帯が住居を別にしている場合である。先に考察したように前者の可能性は低く、坑夫夫婦は父母と住居を別にしていたと推測されるが、話の内容から二つの世帯は近接していたことは確実である。したがって、当話は、父系二世帯が、直系家族的に近接居住（近住型父系直系家族）していた可能性が考えられる事例であり、篠川氏の主張に近い事例である。

次に、⑧下巻第二七は、市場への帰り道でオジに殺された男の霊が、通りすがりの男に真実を語り、実の父母に知らせるという話である。篠川氏は、「(実父はオジを) 兄弟のよしみによってその犯罪を匿し、追放するだけですませたというのであり、このことから、本来は父母と息子と「伯父」が同居していた状態を推

定できるのではあるまいか。なお、追放したとあるだけでは同居とまではいえないかもしれないが、少なくとも、父系の親属が強い結び付きを有していた点は、はっきりとうかがうことができるのである⁽⁴⁰⁾という。

これに対して、関口氏は、「債ひ出し」たと記される事実を、同居していた家から追い出したと断定することはできず、日本古典文学大系（岩波書店、一九六七年）、並びに日本古典文学全集同書頭注のように、「縁故（血縁）関係を絶って」と解すべきであろう。従って（ロ）（下巻第二七のこと一栗原注）から父系家族の存在は言えない⁽⁴¹⁾と批判する。

筆者は、関口説と同様に、篠川氏が「債ひ出して見さ不」などから、「本来は父母と息子と「伯父」が同居していた」と推測するのは無理があると考え。何故なら、「債ひ出」すとは、必ずしも家からとは限らず、自分たちの集落から追い出したと言う意味の可能性があるのである。その上、実父とオジとの居住形態は描かれていないから、当話から、二人が同居していたか否かまで云々することは妥当ではない。

しかし、篠川氏の同居説が否定されたとしても、関口氏が主張するように、この事例を「父系家族の存在は言えない」として、実父とオジの関係をそれ以上追求しようとしめない態度には同調できない。仮に、実父とオジが、この時代の一般的居住形態と考えられる小家族ごとに別々の建物に居住していたとしよう。そうすると、「父母を同じくする弟は、葦蘆の隙の如き」とある内容から、二人は非常に親しい関係であり、そして、実兄がその弟を追い出したというのであるから、二人は近住していたのは確実である。このような形態を、関口氏のように、別居していることを根拠として、「父系家族の存在は言えない」という批判では批判になっていない。当然、別居しつつ父系家族的結合、つまり父系合同家族を形成していた可能性があるからである。当話は、その可能性のある事例であり、篠川氏が「父系の親属が強い結び付きを有していた」事例とすることは、妥当性があるとすべきである。したがって、当話は、父系合同家族の可能性のある事例としなければならない。

では次に、『日本霊異記』に篠川氏の提示する以外に、父系家族説に有利と考えられる事例がないか検討しておきたい。篠川氏の提示するほかに、小家族と小家族の結合が父系合同家族と推測される可能性のある説話は、下巻第二三である。当話は、信濃の大神忍勝が、「心を同じくして、其の里の中に堂を作り、氏

の寺とせり」という話であるが、忍勝は、「檀越に打ち損はれて死にき。檀越は即ち忍勝の同じ属なり」とある。忍勝の里には、氏の寺を造営することが可能なほど彼の「親属」が居住していたことが分かる。彼らは、父系合同家族を形成していた可能性がある。もちろんそのような可能性はあるのであるが、何分この程度の内容では「親属」の実態や、小家族がどのように結合していたのか知ることができない。したがって、これを父系合同家族を示す事例とすることはやはり無理があると考えられる。

以上が、『日本霊異記』において、父系合同家族もしくは父系直系家族の可能性が考えられる説話である。これらを、筆者の立場で再整理すると、

上巻第二三	みやす 瞻保の話	(母親と息子夫婦)
中巻第三	きしのひまろ 吉志火麻呂の話	(母親と息子夫婦)
中巻第二七	おわりのくくり 尾張久玖利の話	(父母と息子夫婦)
下巻第一三	坑夫の話	(父母と息子夫婦)
下巻第二七	オイがオジに殺された話	(兄夫婦と弟夫婦)

となる⁽⁴²⁾。

ところで、吉田・鬼頭両氏を中心とする父系家族説の研究者は、「八世紀における全社会的な動向として、家父長制的世帯共同体が家族の基本的形態である⁽⁴³⁾」という。ところが、先に示したように、『日本霊異記』に表れた小家族は四〇例であり、父系合同家族らしき事例と小家族の割合は五対四〇となり、明確な父系家族の近住例はさして多くない。しかも、この五例の内容が問題である。これらのうち、上巻第二三と中巻第三は、「母親」と息子夫婦の近住であるから、これらは必ずしも「父系」家族の近住とばかりは解釈できない。そうするとこれら五例の中で、確実に父系といえるのは、中巻第二七・下巻第一三・下巻第二七の三例である。

ところが、これさえ問題がある。吉田・鬼頭両氏の構想は、一人の家父長に統率され、多数の世帯が共同に運営されている家族（父系合同家族）と主張している。「数世帯から構成される家族」という観点から三例をみれば、中巻第二七話は二世帯の近住例であり、下巻第一三も同じく二世帯の近住例の可能性が強く、しかも描かれているのは親子であるから、これらの家族形態は合同家族というより直系家族的である。また、下巻第二七は、兄弟の近住例であり、最も合同家族の可能性が高い事例である。しかし、この事例でさえも、

二世帯の近住例である。したがって、これらを家父長制的世帯共同体の事例とするには、親族関係の範囲が狭く、親族がより広い範囲で結合している痕跡がない。つまり、父系家族の可能性のある三例の内訳は、

父母と息子夫婦の二世帯近住 2例
 (中巻第二七・下巻第一三)
 兄夫婦と弟夫婦の二世帯近住 1例 (下巻第二七)

ということになる。これで理解されるように、『日本霊異記』には、一人の家長を中心に、数家族が結合している典型的な父系合同家族は、一例も描かれていないことが判明するのである。したがって、この事実から推測されることは、八世紀には、多数の近親世帯が近住し父系合同家族を形成していた可能性は極めて低いと考えられる⁴⁴⁾。

ところで、平安時代の居住形態を専門的に研究してきた筆者にとって、重要なテーマは、貴族社会に父系二世帯の同居形態(父系合同家族や父系直系家族)が存在していたのかということである。これに関する結論をいえば、今現在そのような事例は一例も見つかっていない。平安時代の貴族は、広大な屋敷地を所有しており、邸宅内に多数の家族が同居することが可能であった。ところが、同一の邸宅に父夫婦と息子夫婦が同居する習慣がなかったようで、貴族の家族は夫婦とその子供達が基本的な家族成員である。息子は成長と共に親元から離れ、一時的に妻方へ居住し、何年か後に、父母とは別に住居を構えるの一般的形態であった(ただし、父親との同居を避けたいやうで、父の所有邸を相続することはあったと考えられる)⁴⁵⁾。つまり、貴族と庶民は、邸宅の規模の大小の差はあっても、一つの住居に同居するのは、夫婦と子供であり、小家族を基本的形態とすることにおいて共通しているのである。

『日本霊異記』に圧倒的多数を占める小家族は、実は貴族と同形態なのである。父系家族説または同居型父系直系家族が存在していたと主張する研究者は、この事実にもう少し注目すべきである。庶民と貴族の家族形態の一致は決して偶然ではないから、奈良～平安初期の一般的家族形態は、小家族であったと結論づけることができるであろう。

父系合同家族説について、少し角度を変えて考えてみたい。上巻第一〇は、父親が息子の稲を一〇束盗んだとして、その罪で牛になったが、そのことが後に明

らかになり、子供の「^{くら いへぎみ}椋の家長」が、父親を供養したという話である。当話には、父親と息子が描かれており、二人がかつて同居もしくは近住していたことが、可能性として考えられる。とすると、父系家族説の立場で解釈すれば、当話の父子は、同居型もしくは近住型の父系直系家族となる。そうであるなら、この親子は、経済的には一体として結合していたはずである。それなのに、前家長である父親が、息子の稲を使用することが、盗みとされ、それが罪となり、牛にならなければならなかったのは何故であろうか。息子が、父の管理に背いて盗みを行うのであればまだしも、本来、父親が管理支配してきた財産であると考えられる稲を、父親が使用したところで、それは盗みとはならないはずである。ところが、当話は、父親が息子の稲を盗んだことを罪としている。このことは、明らかに、息子の稲は、父親の財産と共通の財産ではなかったことを意味している。つまり、父親と息子は、財産上、一体ではなかったことになる。したがって、父親と息子は別経済であるから、父子別産であったことになる。

当話と同様の事例として考えられるのが、中巻第一五の高橋連東人の母親の話である。大変裕福であった東人の母親は、息子の物を盗用したとして牛になっている。貧しい母親が、息子の物を盗むことはあり得るかもしれないが、東人の家は裕福であった。ところが、裕福な家で、母親が息子の物を無断で使用することが盗みと認識されている。

また、上巻第二三の「^{みやす}瞻保」という男の母親は、息子から稲を借りていながら、返済できなかつたところ、息子の瞻保に責められたり、土下座したという。

これらの事例における親子関係は、財産を親子で共有する観念がみられず、相互に独立していることが前提になっている。親子間で財産が独立しているということは、関口氏の指摘しているように⁴⁶⁾、親子は別産であったことを意味している。

『日本霊異記』の時代に、親子別産の観念、つまり親子で財産を別々に所有する考え方が存在していたとするならば、吉田・鬼頭・篠川氏が主張する父系合同家族説は、成立し難い。何故なら、父系合同家族説では、家族の財産は家長を中心として共有であったということが前提条件となるからである。父系合同家族説に立脚する研究者は、父子関係が描かれている話から、父系合同家族や父系直系家族の存在を推測するのはよいとしても、同時に描き出されている父子間の経済関係も考慮に入れて家族形態を復元すべきである。『日

本霊異記』に描かれている経済観念からすると、当時の家族は、家父長制的世帯共同体という形態からほど遠いことが暗示されていると考えられる。

また、中巻第二七・下巻第一三などの記述内容から、別居型父系直系的な家族は、存在したと考えられる。しかし、直系の家族であっても、親と息子は、息子の成人後、婚姻別居と同時に、財産が別々となり、経済的に相互に独立する。親と息子は、親子という親近さはあるが、経済的観念上は一体ではなく、貸借関係が成立する間柄である。したがって、この時代の「父系直系の家族」は、父系家族説の研究者が想定しているような、運命共同体的な一体化した性格の家族ではない。この意味において、この時代の「父系直系の家族」は、真の意味での父系直系家族に到達していないというべきであろう。

この点は、『日本霊異記』より約百年ほど遅れて成立した、『善家異記』の内容が参考になると思われる。同書に、備中国賀陽郡の賀陽良藤が行方不明になったとき、「良藤兄大領豊仲・弟統領豊蔭・吉備津彦神宮禰宜豊恒、及良藤男左兵衛志忠貞等、皆富豪之人也、…悲哽懊惱…若得良藤死骸、当造十一面觀世音菩薩像」とある。良藤が行方不明になると、その兄弟達が懊惱したとあり、一見するとこの記述は、賀陽郡の大領である兄を中心に、弟達は、兄の側に近住し、父系合同家族を形成し、精神的にも経済的にも強固な連帯性があったのではないかという印象を受ける。

ところが、その職業・居住場所を詳細にみていくと、父系合同家族と解釈することはできない。兄弟の中で、兄大領豊仲は賀陽郡の服部郷に居住し、弟の良藤は賀陽兄弟の本拠地の隣国備前国の下級の役人となって御野郡に居住し、弟の豊蔭は統領となって太宰府か九州のどこかに居住していた。また、もう一人の弟の吉備津彦神宮の禰宜豊恒は、賀陽郡の板倉郷に、良藤の長男忠貞は平安京に居住している。

要するに、良藤の兄弟は、全員が役職を異にし、居住場所が別々なのである。彼らは、兄弟の一人が失踪すると皆が嘆き哀しんだとあるから、最も近い親族として相互に連帯意識をもっていたことは確かである。しかし、そのことは、兄を「家父長」とし、弟達が結束して父系親族集団として経営を共同にしていることを意味しない。彼らは、全員が住居を異にしており、兄を中心とした経済的・権力的支配下にあつたのではなく、それぞれは、相互に独立的に自己を養い経営していたことが窺われるのである。『善家異記』のなか

に、「皆富豪之人也」とある。仮に「家父長」の兄豊仲を中心にして兄弟が裕福なのであれば、「皆」とはならず、兄豊仲の富豪ぶりが強調されるはずである。この「皆」という表現と兄弟が別住していた事実を考慮に入れると、弟達は、兄を中心とした経営体（家父長制的世帯共同体）に序列的に従属し拘束されていたのではなく、各自かなり自由に生活していたと想定される。つまり、兄弟は、凝集的傾向より分散的傾向が濃厚であるといえる⁴⁷⁾。

これらを居住形態という観点から見れば、良藤兄弟は結婚と同時に別住し、それぞれが、夫婦とその子供の小家族を形成する。そして、兄弟は、経済的一体性はない様子であるから、各小家族は、兄（家父長）を中心とした世帯共同体を形成せず、それぞれが、相互に独立的であつたことになる。したがって、兄の弟達に対する統制支配の権力（家父長的支配権）はそれほど強くはなかったであろう。このような賀陽兄弟の形態は、『日本霊異記』に描かれた諸形態と共通しており、おそらく古代の兄弟別産の観念によって、兄弟は成人すればそれぞれが独立して別経営でやっていかなければならないという古代の通念の反映と考えられる。

おわりに

『日本霊異記』の家族的分析をおこなうと、四〇余の説話から家族構成を知ることができる。その多くは小家族である。父系家族説では、古代の家族は、夫婦単位で住居を別々にしていたとしても、数世帯が、一人の家父長を中心にして一つの家族的結合をなしていた主張する。そこで、『日本霊異記』の家族構成が判明する四〇余の説話を検証すると、複数の父系の小家族が描かれていると思われる事例は、わずか三例しかみられない。しかも、三例とも二世帯の家族であり、せいぜい直系家族的結合である。数世帯が一人の家父長を中心に家族的結合をする合同家族の事例は一例もみられない。また、小家族的に描かれた説話について、一人の家父長に統率され、数家族が集合した合同家族の痕跡が読みとれないか検証してみたが、それらはほとんどみいだすことができない。

また、関口氏の主張する母系家族説は、高群氏が平安時代中期の貴族層の婚姻・家族についておこなった研究の結論が八～九世紀の豪貴族層・庶民層にも適用できると構想する。しかし、これらの構想は高群学説の創作に気付かないまま継承された見解であつて、とりわけ、妻方居住はもとより独立居住まで、原則的に

全ての婚姻用の住居を妻方が提供するという実証の伴わない学説を基礎として構成されているのである。したがって、『日本霊異記』以前の史料を検証しても、妻方提供型の居住形態は少なく、夫方提供型の事例が多く見出される。さらに、平安前期の貴族の家族を調査しても、ほとんどが、夫方提供型のそれが見出されるのであって、妻方提供型のそれは具体的事例を提示することが困難である。母系家族説は受け入れがたい学説というほかない。

まとめると、『日本霊異記』に描かれた家族は、夫婦と子供からなる小家族が一般的であったと考えられる。小家族における親族関係をみると、父系観念が中心になる説話が多く見られるなどという傾向はなく、父系的・女系的どちらも同程度みられる。このような傾向が表れるのは、古代の家族が父系家族でもなく、母系家族でもなく、双系的な家族であったからであると考えられる。

また、古代においては、子供が結婚適齢期になると、男子は妻方へ一時的訪婚もしくは一時的妻方居住婚をおこない、女子は実家に留まり、夫から一時的訪婚・一時的妻方居住婚をうけたと想定される。『日本霊異記』には、複数の娘家族が親と同居している話が見られないことから、富裕な階級を除けば、親と同居している年上の娘夫婦は、年下の娘が結婚する頃には親元から独立して、別世帯を形成したであろう。つまり、順繰りに娘達は次々に巣立って行き、複数の娘夫婦が親元に同居することは一般的ではなかったのではないかと推測される。そして、男子も女子も経済的に自立が可能になると、それぞれ、夫婦単位で独立した家屋に居住していたと考えられる。したがって、古代の家族は、娘夫婦を独立するまで留めるために、家族の周期的過程の中で、一時的に世帯が複合する時期があるが、結局は、親子は小家族に分裂することが基本的性格であったと考えられる。直系の子供との間が分裂的であったと考えられるから、家族内に傍系親族を含むことも稀であったと思われる。『日本霊異記』に、小家族が多く描かれているのはこのような古代の一般的な居住形態を反映しているからであろう。

次に問題としなければならないことは、小家族単位に分かれた家族と家族の関係である。『日本霊異記』には、親子の二家族に密接な関係が存在していたと推測される話が見られる。古代においては、子供達は結婚を機に、次々に独立していったと考えられるが、その多くは、親と同一の集落に居住していたと考えるの

が穏当であろう。また、子供達は、両親から財産を相続するのであるから、両親の居住地とかけ離れた遠隔地で別世帯を形成していたとは考えにくい。そうすると、子供達の住居が父母のそれと隣接することもあったであろう。このようなことは、男子の場合でも、女子の場合でもあり得たはずである。男子が父母の住居の近隣に居住したとすれば父系直系家族的関係となる。このような形態は、古代において少なからずみられたと想定される。しかし、この形態は、父系家族説の論者のように父系的な側面を強調して、父子関係の強固な（もしくは密接な）家族として理解することに賛成できない。

もちろん、父夫婦と息子夫婦は、親子の関係であるから、日常の生産活動や消費生活を通じて親近な感情が存在していたであろう。しかし、古代の親子間は、相互に貸借関係が成立する別産（別家計）であり、財産を共同所有としない慣習であった。したがって、父と子が一つの土地に結集し、経済的に結合しようとする精神が弱く、彼らは絶えず分散し独立的に経営していく傾向が強かったと想定される。そのため、父子が、直系的に近接居住する形態があったことは考えられるが、その結束力・連帯力は弱く、その後、ずっと父系の子孫がその地域に結集し続けるのではなく、系譜的連続性を志向せず、次の世代となれば、また父子・兄弟が独立して他出し、分散したと想定される。古代の直系の家族は、以上のように理解すべきであると考えられる。

また、父系合同家族は、兄弟が同一の居住地域から離れず、そこへ居住し続けることが条件となる。しかし、古代の兄弟は、別産であるために、原則的に、経済的一体化が達成されず、結束力はどうしても脆弱である。したがって、家父長制的世帯共同体という数家族の結合形態は存在し難い。兄弟は、父母の財産・土地を相続するために、彼らが近隣に居住することはあったと考えられる。しかし、分割相続と兄弟別産の慣習のために、経済的には一体化しておらず、相互に独立しているから、同一の血縁であるという連帯感情は強いとしても、それが経済的一体性をもたらさないために、感情的連帯と経済的不結合という「つかず離れず」という状態が存在していたと思われる。

『日本霊異記』に多数の小家族が結合している家族が描かれず、あたかも一小家族が共同体から何の拘束も受けずに、孤立的に存在するかのようには描き出されているのは、上述のような親族的特質からきていると

考えられる。

注

- (1) 吉田晶『日本古代村落史序説』
(塙書房, 一九八〇年) 一三三～四頁。
- (2)(3) 鬼頭清明『律令国家と農民』
(塙書房, 一九七九年) 一一四, 一三二各頁。
- (4) 吉田晶氏は「家父長的」、鬼頭氏は「家父長制的」と表現しているが、ここでは鬼頭氏の表現を採用した。
- (5)(6)(7) 関口裕子『日本古代婚姻史の研究』
(塙書房, 一九九三年) 上二五, 二三, 二四各頁。
- (8) 吉田孝『律令国家と古代の社会』
(岩波書店, 一九八三年) 一四〇～一頁。
- (9) 吉田孝, 注^⑧前掲書, 一四二頁。
- (10)(11) 栗原弘「『日本霊異記』における婚姻形態について」(『商業史研究所紀要』第四号, 一九九六年) 一五八～九, 一五三～八各頁。
- (12) 太田愛之「搖籃期の家」(『社会経済史学』第五七卷, 第四号, 一九九一年) 八～九頁。太田氏のこの見解は、ほぼ支持できる。ただ、氏の関心が抽象的な「家」論に、重心を置いているため、『日本霊異記』の家族構成の意味について論じていないので、氏の見解については、本稿では取り上げなかった。
- (13) 関口, 注^⑤前掲書, 下三七五～六頁。
- (14) 義江明子「『貧窮問答歌』は事実を見て書かれたか」(『歴史地理教育』三九五, 一九八六年) 二七頁。
- (15) 吉田孝「貧窮問答歌の背景」
(『日本歴史』第四九〇号, 一九八九年) 三四頁。
- (16) 上巻第二三は、母親へ貸した稲の返済をせまって悪死した息子(贖保)の話である。当話には、母親と息子夫婦とその子供が描かれているので、母親と息子夫婦の同居の可能性が考えられる。太田氏の見解(太田, 注^⑫前掲論文, 九頁)は系図を提示しているのみで、同居と考えられる根拠が述べられていないが、筆者は、関口氏が主張(関口裕子「日本古代の豪貴族層における家族の特質について(上)」(『原始古代社会研究』5, 校倉書房, 一九七九年)一五四頁)しているように、同居ではなかったと考える。それは、(1)母親と息子の間に貸借関係があったこと、(2)贖保が母親への不孝によって悪死したとき、「内外の屋倉、一時に皆焚けぬ。遂に其の妻子等をして生活くこと能はざらしめき」と、家や屋倉が全て焼けて「妻子」が生活でき

なくなったとあることによって、母親と息子は別居していたと考えるべきである。同居していたなら、母親も焼け出されたことになり、母親はもっと苦しまなければならず、息子のみへの罰とはならなくなってしまうからである。当話は、同一の住居に母親と息子夫婦が同居していたのではなく、近住していた事例とすべきであろう。しかし、それが直系家族的に密接な関係を持って隣接居住していたとは考えない。同じ集落に分離して居住していた程度に理解しておくべきであろう。

- (17) 中巻第三については、栗原, 注^⑩前掲論文, 一四七～八頁参照。
- (18) 栗原弘『平安時代の離婚の研究』(弘文堂, 一九九九年) 六六～七頁で言及したように、平安時代の百余りの離婚例で父母が息子の離婚に関与する父系直系的な離婚例はこの事例のみである。この事実は、古代の父系直系的な家族の存在を考える上で参考になるであろう。
- (19) 関口, 注^⑤前掲書, 下三八一頁。
- (20) 栗原, 注^⑩前掲論文, 一五三～八頁。栗原弘『高群逸枝の婚姻女性史像の研究』(高科書店, 一九九四年) 一六九～三四四頁, 栗原, 注^⑩前掲論文, 一四六～五四頁。
- (21) 栗原, 注^⑩前掲論文, 一五九～六二頁。
- (22) 注^⑩に同じ。
- (23)(24) 鬼頭清明「稻舂女考」(『日本霊異記—土着と外来』三弥井書店, 一九八六年) 二九, 五〇各頁。
- (25) 太田, 注^⑫前掲論文参照。
- (26) 関口裕子「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻, 吉川弘文館, 一九七八年) 参照。
- (27) 篠川賢「『日本霊異記』における婚姻・家族形態について」(『成城短期大学紀要』第一六号, 一九八五年) 五, 一六各頁。
- (28) 父息子関係強調五例(上巻第一〇, 上巻第一八, 上巻第三〇, 中巻第二七, 下巻第三六)
母息子関係強調四例(上巻第一二, 上巻第二八, 中巻第一五, 下巻第三九), 参考(上巻第二三, 中巻第三)
父娘関係強調二例(上巻第九, 下巻第四)
母娘関係強調二例(中巻第二〇, 下巻第一一)
- (29) 栗原, 注^⑩前掲論文, 一四六～五〇頁。
- (30) 篠川, 注^⑫前掲論文, 六頁。
- (31)(32) 篠川, 注^⑫前掲論文, 一六, 二一各頁。

- (33) 栗原, 注⁽⁴⁰⁾ 前掲論文一五一, 一五二, 一四七～八各頁参照.
- (34) 篠川, 注⁽³⁷⁾ 前掲論文, 一六頁.
- (35) 関口, 注⁽⁵⁾ 前掲書, 下三六八～九頁.
- (36) 篠川, 注⁽³⁷⁾ 前掲論文, 一五頁.
- (37) 関口, 注⁽⁵⁾ 前掲書, 下三六八頁.
- (38) 篠川, 注⁽³⁷⁾ 前掲論文, 一七頁.
- (39) 関口, 注⁽⁵⁾ 前掲書, 下三八一頁.
- (40) 篠川, 注⁽³⁷⁾ 前掲論文, 一五～六頁.
- (41) 関口, 注⁽⁵⁾ 前掲書, 下三六八頁.
- (42) 下巻第一三を(父母と息子夫婦)と表示したが, 『日本霊異記』には「親の家に送りぬ. 親属みて」となっていて, 父母であることが決定的ではないが, 常識的判断で「父母」と推測した. また, 下巻第二七は(兄夫婦と弟夫婦)と表示したが, これは, 実父と「伯父」のことであるが, 同話には「伯父」の妻のことは記述されていないものの, ここでは父系家族説の側に立って, 「伯父」が結婚していると推測してこのように表現した.
- (43) 鬼頭, 注⁽²⁾ 前掲書, 一三七頁.
- (44) 太田, 注⁽³²⁾ 前掲論文, 八～九頁に「家」内の血縁関係は以外に単純で, …拡大家族を内包する「家」の明示的な例はまずみあたらない」という見解は支持されるべきである.
- (45) 栗原, 注⁽³⁰⁾ 前掲書, 二〇三～三二〇頁.
- (46) 関口, 注⁽⁴⁰⁾ 前掲論文, 一五八～六七頁.
- (47) 栗原弘「『善家秘記』の婚姻記事について」(『環太平洋文化』第一〇・一一合併号, 一九九五年)一七七～八二頁.